

葉山町議会議長 土佐 洋子 様

選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書を国に提出することを求める陳情書

<陳情趣旨>

国に対し、選択的夫婦別姓を法制化するよう求める意見書を、葉山町議会から提出してください。

<理由>

現行法では、どちらかが改姓しないと婚姻が成立できません。私たちは、多様性を認める社会、男女共同参画、基本的人権の尊重の観点から、婚姻に際してどちらも改姓しないという選択肢があることを望んでいます。

最高裁判所は 2015 年また 2021 年の夫婦別姓を求める裁判で、現行法の夫婦同姓規定自体は「合憲」と判断しましたが、同時に選択的夫婦別姓制度の在り方について「国会で論ぜられ、判断されるべき事項に他ならない」と国会での議論を投げかけました。その後も夫婦別姓の法制化を求める市民等からの声はますます高まっています。

2024 年には、一般社団法人日本経済団体連合会（経団連）が選択的夫婦別姓制度の導入を政府に求める提言を公表しました。同年 6 月には経済同友会も経団連と足並みを揃える姿勢を示し、「一つの姓を選ばなければいけないという非常に不都合なことがずっと放置されてきた。働く仲間の多くが不都合を感じているのだから、早期に解決してもらいたい」と制度の導入を強く求めました。

2024 年 7 月に朝日新聞社が実施した選択的夫婦別姓制度の導入に関する世論調査では、「賛成」が 73%で、「反対」の 21%を大きく上回ったと報告されています。特に、30 代の賛成は 87%に達しています。

現在の我が国の夫婦同姓制度は、1898 年に制定された民法により定められたものです。それ以前の 1876 年の太政官布告では、夫婦別姓が原則とされていました。しかしその後、欧米の婚姻制度を範とし、夫婦同姓が制度化されました。現在では、婚姻に際して夫婦別姓を義務付けている国は世界で日本だけとなっています（法務省答弁）。

現代社会では、男女ともに生まれ持った氏名で信用・実績・資産を築いてから結婚を迎えるケースも多く、改姓によるキャリアへの影響が指摘されています。また、子連れ再婚も増加傾向にあり、再婚時の子どもの苗字をめぐった困りごとも増えています。政府は通称使用の拡大に向けた取組を進めていますが、ダブルネームの使い分けにより本人確認や手続きの手間が増加し、管理コスト

も大きくなっています。また、国際社会においても一貫した氏名が求められる場面が多く、課題が生じています。

選択的夫婦別姓制度は、こうした問題を解決し、誰も改姓による不利益、苦痛を感じることなく結婚・出産でき、老後も法的な家族として支え合い、更には「自分の名前で生きたい」という人権、且つ、個人のアイデンティティを尊重できる社会の実現につながることから、陳情項目について陳情します。

令和 7 年 8 月 25 日

住所

団体名

氏名

(本人の署名又は記名押印)

